

(別紙)

注文書の記載について

「貴社が新築工事請負契約の締結前に、費用の発生する地盤調査等を行うことを承諾します。本注文が新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金は、地盤調査費用等に充当され、残額がある場合には、その残額が返還されることについて、貴社より説明を受けたことを確認します。また、その内容について承諾をします。」

工事請負契約約款第12条(1)項の記載について

「注文者は、必要によって、書面をもって請負者に通知して工事を中止またはこの契約を解除することができるものとします。この場合、注文者は、これによって生じる請負者の損害を賠償するものとします。」

以上